

## 第456回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和7年10月17日（金）
- 2 開催年月日 令和7年11月4日（火）午後2時00分から午後2時34分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

### 委員（12名）

亙理 榮好 委員、砂田 光保 委員、菊地 敏克 委員、天野 勝文 委員、山崎 義広 委員、大村 文雄 委員、畠山 康男 委員、川戸道 達三 委員、熊谷 正樹 委員、平井 俊朗 委員、菊地 克昌 委員、小林 洋介 委員

[欠席3名：小川原 泉 委員、斎藤 千加子 委員、島田 悦作 委員]

### 岩手県（15名）

森山水産担当技監、筒井技術参事兼総括課長、野澤漁業調整課長、藤原振興担当課長、鈴木特命課長、前川技術専門幹、藤村主任主査、松川技師、片寄技師、阿部技師、工藤沿岸広域振興局技術参事兼水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、志田大船渡水産振興センター所長、阿部県北広域振興局水産部長、太田水産技術センター所長

### 事務局（3名）

横沢事務局長、大野事務局次長、渡邊主任

### 傍聴者（0名）

### 報道関係者（0名）

## 5 委員会の議事

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

第2号議案 岩手海区漁場計画の変更案について（諮問）

第3号議案 公聴会の日時及び場所の決定について

## 6 その他

## 7 委員会の経過

### 横沢事務局長

小林委員さんと平井委員さんが、ちょっと遅れているようですけれども、定刻となりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

### 亙理会長

ただ今から、第456回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、本当にありがとうございます。

また、県からは、関係職員に御出席をいただき御苦労様でございます。

さて、本日御審議いただく議案は、県からの諮問2件のほか「公聴会の日時等の決定」となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 横沢事務局長

ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

#### 亘理会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、島田悦作委員、小川原泉委員、斎藤千加子委員の3名が欠席でございますが、12名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程、第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

議事録署名委員について、大村文雄委員と、菊地克昌委員をお願いを申し上げます。

よろしいですか。

#### 大村委員、菊地委員

はい。

#### 亘理会長

それでは、さっそくですが、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

(14時03分小林委員が入室、着座)

(14時05分平井委員が入室、着座)

#### 横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料、こちらを御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」。

要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第4号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定による、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の6ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに6ページを御覧願います。

関係する箇所を太字で標記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則、第4条第1項第4号の「かじき等流し網漁業」が対象でございます。

続いて8ページ、一番後ろのページを御覧願います。こちら漁業法の抜粋ですが、漁業法第42条第1項では、都道府県知事は許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類、その他の規則に定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また第3項には、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが、規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。令和7年10月24日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておりました、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

#### 野澤漁業調整課長

水産振興課、野澤と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、第1号議案、知事許可漁業の制限措置等について、御説明させていただきます。恐れ入りますが、以降着座にて御説明をさせていただきます。失礼いたします。

初めに、資料の4ページ、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」を御開き願います。4ページでございます。知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、許可すべき船舶の数など、上段の表で着色してございますが、そちらの項目を制限措置として定め、その内容をあらかじめ公示することとされております。今回お諮りしますのは下段の表にございます、操業区域を岩手県沖合海域とする知事許可漁業の種類に着色してあります、3のかじき等流し網漁業でございます。

恐れ入りますが次の5ページを御開き願います。制限措置のうち、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について御説明をいたします。(1)の操業区域を岩手県沖合海域とするかじき等流し網漁業につきましては、現在許可数2隻に対しまして、許可の要望数が3隻となっておりますが、当該漁業におきましては、国際的な資源保護の観点から現在の許可隻数を増やさないよう、国からの技術的助言があることを踏まえ、これまでの許可数と同数である岩手県1隻、宮城県1隻の計2隻の許可枠を公示しようとするものでございます。当該漁業に係る制限措置につきましては、資料2ページ目から3ページに公示案を示してございますので、併せて御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう御願ひいたします。

#### 亘理会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願ひをいたします。

(山崎委員「異議ありません」の発声あり)

## 亘理会長

御意見がなければ、お諮りいたしますが、よろしいですか。

(複数の委員から「はい」の発声あり)

## 亘理会長

第1号議案について、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

## 亘理会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

---

第1号議案終了

---

## 亘理会長

続きまして、第2号議案「岩手海区漁場計画の変更案について(諮問)」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

## 横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料、こちらを御覧願います。

恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案「岩手海区漁場計画の変更案について(諮問)」。

要旨、岩手県知事から「令和7年6月25日付けで公示した岩手海区漁場計画について、漁業法第64条第8項において準用する同条第3項の規定により、区画漁業権及び定置漁業権の一部を変更する計画案を作成したことから、同条第8項において準用する同条第4項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します海区漁場計画の作成の手続きに係る漁業法の規定について御説明しますので、19ページを御覧願います。

漁業法第64条において、順序立てて規定されておりまして、県は、同条第1項から第3項の規定に基づいて、利害関係人の意見を聴き、計画の内容を検討した上で「海区漁場計画の案を作成する」こととされ、同条第4項で「海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない」こと、同条第8項で「前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する」ことが規定されており、これが諮問の根拠となるものでございます。

なお、同条第5項につきましては、この後、御審議いただく第3号議案に関連する公聴会に係る規定でありまして、「海区漁業調整委員会は、県が作成した海区漁場計画の案に

ついて意見を述べようとするときは、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聴かなければならない」こととされ、変更案についても準用されているものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和7年10月27日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

標題は議題と同じでございます。本文は、先ほど要旨で説明した内容が記載されており、2ページ以降に海区漁場計画の変更案が示されております。

委員の皆様には、県から諮問のありました、海区漁場計画の変更案について答申するに当たり、事前に開催する必要がある公聴会のための縦覧資料として良いか、御審議いただくものでございますが、具体的な内容につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

### 野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤と申します。それでは、岩手海区漁場計画の変更案につきまして御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、以後着座にて御説明させていただきます。失礼いたします。今回諮問をさせていただく漁業法第62条第1項に基づきます海区漁場計画については、県が漁業権を免許する際に作成する計画となります。この漁業権に関する制度や免許の手続き、途中免許の考え方等につきまして、本年5月20日に開催しました第453回委員会で御説明させていただいておりましたので、説明は省略させていただきますが、参考までに21ページに同委員会で配布した資料を添付しておりましたので、御参考にしていただければと思います。それでは18ページを御覧ください。今回お諮りする海区漁場計画の変更案についてこれまでの事務処理経過と今後の予定を表にして整理してございます。県では、本年8月に海面の総合的な利用、漁場利用の高度化を推進するため、海区漁場計画を変更するための作成基準を制定いたしまして、関係漁業団体等に要望調査を実施したところ、4つの漁場に関して見直しの要望がございました。その要望につきまして、県では作成基準に照らし合わせて変更し、海区漁場計画の変更素案を作成いたしました。その変更素案につきまして、9月から10月にかけて漁業者やその他の利害関係人から意見を聴くためのパブリック・コメントを実施し、併せまして漁業調整及び公益上の支障の有無について確認するため漁港管理者である海上保安部等への説明と協議を行ったところでございます。その結果、素案に対して漁業者等からの意見は無く、漁港管理や船舶の航行等に係る安全上の支障もないことが確認できましたので、漁場計画の変更案を作成し、本日の当委員会に諮問させていただくものでございます。この計画の変更案につきましては、後ほど御説明させていただきますが、今後の予定といたしましては、年内に変更する漁場計画を決定、公示をして一定の期間申請を募り、申請者の適格性について改めて当委員会の御意見をお聞きし、来年の4月1日と5月1日の2期に分けて変更免許をする予定としてございます。

それでは海区漁場計画の変更案について御説明をさせていただきます。県では6月に第一種区画漁業権の一部に、さけ・ます小割式養殖業を追加する変更をしてございますが、

今回は調査で要望があった4つの漁場にかかる計画を変更する案で、お手元の海区漁場計画の変更(案)説明資料に要望のあった対象となる漁場について、抜粋して整理をさせていただきます。

最初に資料の7ページを御開きください。7ページでございます。こちらでは4つの漁場で変更の要望のあった概要案で示した表になりますが、上段が第一種区画漁業権1漁場、下段が定置漁業権の3漁場であります。まず上段の第一種区画漁業権でございますが、釜石湾漁業協同組合が免許を受けている泉浜沖漁場につきましては、漁場の区域を拡大する計画になります。恐れ入りますが、対象となる漁場の概略図を示してございますので13ページを御開きいただきまして、図面の方も併せてご覧いただければと思います。泉浜沖漁場は、一区第222号と書かれた漁場になりますが、釜石湾の湾口防波堤の岸側に設定されているところで、現在免許を受けている漁場は緑色のエリアの部分になりますが、今回の変更でこれを船舶が入出航する沖側の港口方向に約185メートルから200メートル、図の赤色のエリアの部分の拡大する計画となっております。現在、同漁場におきましては直径40メートルの生簀5基でサクラマス、ギンザケを約700トン養殖してございますが、今般の漁場の拡大で同規模の生簀2基を増設して計7基で約1,000トンの生産を見込んだ計画となっているものでございます。なお、第一種区画漁業権の存続期間につきましては、原則5年とされているところでございますが、先程御説明した今後の事務手続きを進め、令和8年4月1日の免許予定日から次の漁業権一斉切替の時期に合わせた令和10年8月31日までの短期免許を予定してございます。

次に下段の定置漁業権でございます。まず定第211号の小松漁場については、現在有限会社泉澤水産が免許を受けて操業してございますが、漁場の区域を移動する計画になります。漁場図13ページの一番下の尾崎半島の下側になりますが、現在免許を受けている漁業権のエリアを緑色で示してございますが、同漁場は平成29年5月に発生しました尾崎・白浜林野火災による枯死した倒木が今もなお斜面に散在しており、現在でも低気圧通過等に伴う大雨に漁場に流れ込む漁具被害が発生している状況になってございます。この被害を低減させるために漁場の区域を赤色のエリアに移動させる計画でございます。またこの移動に併せて従来の漁場に付されていた垣網の敷設制限を削除するものでございます。なお、存続期間につきましては、先程第一種区画漁業権と同じ考え方で令和8年4月1日の免許予定日から定置漁業権の次の一斉切替の時期となる令和11年2月28日までの短期免許を予定してございます。

残りの定第214、215号の二つの漁場については、放棄された漁場又は今後放棄される予定の漁場について、当該漁場で操業を希望する者からの要望に基づいて、再計画する内容になります。順番がちょっと逆になりますが、表の一番下の定第215号の三貫漁場については、漁業権の放棄により令和7年4月に消滅登録の手続きが完了している漁場となりますが、漁場の有効活用を図るため漁場時期、漁場の区域等、放棄前の漁業権と同じ内容で

再計画するものでございまして、存続期間についても、これまで説明してきた漁場と同じ考え方で短期免許を予定してございます。

最後に一つ上の定214号の三丁目漁場です。当該漁場は、現在秋三丁目漁場で秋網として免許され、今漁期は休業中の漁業許可により漁場が有効に利用されているところですが、漁業権者である釜石東部漁業協同組合では、組合経営の改善を図るため今年度末をもって漁業権を放棄するというを組合で機関決定してございますが、引き続き当該漁場を有効活用するために漁場区域の変更はせず、漁業時期を秋網から周年操業に切り替えるとともに、条件に春先に放流されるサケの稚魚の保護を目的とした網目制限を加えて再計画するものでございます。なお、存続期間については現在の漁業権が今年度末に放棄された後に手続きが開始となりますので、他の区画漁場から1ヶ月遅れた令和8年5月1日の免許予定日からの短期免許を予定してございます。漁場計画の変更案につきましては、説明資料の中で現行漁業との変更点について新旧対照表で詳細を整理し、漁場の区域の詳細については、漁場図資料に漁場毎の拡大図をお示ししてございますので、後ほど御目通しいただければと思います。

説明は以上となりますが、今回お諮りする海区漁場計画の変更案については、当委員会から答申を頂いた後決定、公示いたしますが、その間に表現の仕方や水産庁から指導等がある場合も考えられますので、恐れ入りますが内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に御一任頂きますようお願いいたします。以上よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### 亘理会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(山崎委員「はい」の発声)

#### 亘理会長

はい。どうぞ、お願いします。

#### 山崎委員

今の説明に納得しますけれども、地元の関係者さえ異存がないというのであれば、私は賛成であります。以上です。

#### 亘理会長

執行部お願いします。いいですか。

#### 野澤漁業調整課長

関係漁協との調整はついていると聞いております。

#### 亘理会長

他にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の発声あり)

## 亘理会長

なければお諮りいたします。

第2号議案について、県が作成した海区漁場計画の変更案を、公聴会のための縦覧資料とすることとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については県に一任することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、計画の変更案を公聴会のための縦覧資料とすることに決定いたします。

---

第2号議案終了

---

## 亘理会長

続きまして、第3号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

## 横沢事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので黄色の表紙の資料、こちらを御準備願います。

恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第3号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」。

要旨、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第5項の規定により、公聴会の日時及び場所を決定しようとするものでございます。

先ほど御審議いただきました第2号議案の海区漁場計画の変更案について、後日、答申するに当たり、委員会が主催する公聴会を開く必要があることから、公聴会の日時等を決定し、公示しようとするものでございます。

4ページ、一番後ろのページを御覧願います。

上段に漁業法の抜粋をお示ししておりますが、公聴会を開催する根拠につきましては、第64条第5項の規定及び同条第8項の準用規定となります。

第64条第5項では「海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。」と規定されており、同条第8項に海区漁場計画の変更について準用する旨規定されております。

次に2ページを御覧願います。公聴会の手続きに関して必要な事項を定めた規程でありますが、第2条で「委員会において公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければならない」こと、第4条では「公聴会を開こうとするときは、その期日の5日前までに、公聴会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示する」こと、第6条では、公聴会における公述人の範囲は「漁業権者、入漁権者、漁業権漁業の経営者、

漁業協同組合関係者、その他利害関係を有するものと認められる者」と規定されておりました。この各条の規定と漁業法第64条第5項の規定に基づき、今後の免許に向けたスケジュール等を勘案して、公聴会の開催日時等の案を作成したところでございます。

なお、この公聴会を開催するに当たり、留意事項について、下線を引いておりますので、後ほど、御確認いただければと存じます。

それでは、1ページを御覧願います。公聴会の日時等の公示案になります。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会公示第 号、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公示日につきましては、本日御承認いただければ、令和7年11月14日を予定しております。

1の公聴会の日時及び場所でございますが、令和7年12月15日（月曜日）午後1時30分から、岩手県盛岡市内丸16番1号、岩手県水産会館5階大会議室、この会場としております。

2の公聴会において意見を聴こうとする案件につきましては、県から諮問のありました海区漁場計画の変更の案でございます。

海区漁場計画の変更の案の縦覧場所につきましては、3として、（1）沿岸各市役所及び町村役場、（2）広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター、（3）岩手海区漁業調整委員会事務局としております。

以上が、公聴会の開催に係る公示案でございます。

なお、この公示案につきましては、県報掲載に当たり、今後、県の法規担当と協議する必要があることから、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては事務局に御一任いただきますよう、お願いいたします。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

## 亘理会長

ただ今、第3号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

（「異議ありません」、「無し」の発声）

## 亘理会長

御意見がなければ、お諮りいたします。第3号議案について、原案のとおり、公聴会を開催することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については事務局に一任することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

全員賛成ですので、原案のとおり開催することに決定いたします。

---

第3号議案終了

## 亙理会長

続きまして「その他」に移ります。

委員の皆様から、委員会で共有したい情報などは、ございませんか。

(「ありません」の発声)

## 亙理会長

はい。それでは県から情報提供は、ございませんか。

## 野澤漁業調整課長

特にございません。

## 亙理会長

ありがとうございます。事務局から何かありませんか。

## 横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

先ほどの第3号議案で決定いただきましたとおり、12月15日月曜日午後1時30分からこの会場で公聴会を開催いたします。公聴会終了後、引き続き第457回委員会を開催いたしますので、海区漁場計画の変更案等の議案を御審議いただきますようお願いいたします。よろしく願いいたします。また、本日は午後3時30分からこの会場で岩手・宮城両県海区漁業調整委員会委員交流会を開催いたしますので、引き続きよろしく願いいたします。向かいの中会議室を控室としておりますので、お知らせいたします。事務局からは、以上でございます。

## 亙理会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。

皆様、御苦勞様でございました。ありがとうございます。

---

終了 (午後2時34分)

---